

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 29 年 5 月 16 日

住 所 北九州市小倉北区西港町 6 2 番 4

氏 名 九州メタル産業 株式会社

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 権藤 正信

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治 印



許可の年月日	平成 29 年 5 月 16 日	許可番号	第 569-1 号 第 569-2 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	第 569-1 号 施設の種類 : 廃プラスチック類の破碎施設 産業廃棄物の種類 : 廃プラスチック類 第 569-2 号 施設の種類 : 木くず又はがれき類の破碎施設 産業廃棄物の種類 : 木くず、がれき類		
設置場所	北九州市小倉北区西港町 6 2 番 1		
処理能力	廃プラスチック類 1 日あたり 442 トン (16 時間) 木くず 1 日あたり 442 トン (16 時間) がれき類 1 日あたり 459 トン (16 時間)		
許可の条件	な し		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があつた場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		